

東京女子医科大学における障がいのある学生への支援に関する指針

令和6年7月2日制定

東京女子医科大学（以下「本学」という。）は、障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律65号）の基本理念に基づき、身体障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいのある学生（それらに準ずる障がいのあることを示す診断書を有する者を含む。以下「要支援学生」という。）の支援を行う。

ただし、本指針は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、要支援学生と十分な協議を経た上で決定する。

1. 基本方針

本学は、学生の障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、すべての学生が高い教養と専門能力を培えるよう、教育の質を維持する。このため、本学は、すべての学生が、相互に人格と個性を尊重しあいながら学生生活を送ることができるよう、要支援学生への支援を行う。

2. 支援の体制

本学は、多面的かつ積極的な支援を目指し、学生を含む大学構成員が支援活動に参加できるように支援体制を構築する。必要に応じて、学外の障がい者支援の専門家等と連携を図る。

3. 支援の方法

要支援学生に対する就学支援及び環境整備は、原則として本人および保護者の要請に基づき行い、就学支援は学内関係部署と本人及び保護者が十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供する。環境整備においては、可能な限り障壁をなくし、利用しやすい環境を整備する。

ただし、教育に直接関係しない学生の活動や生活面への配慮については、支援の対象外とする。

4. 個人情報の保護と守秘義務

支援をする上で知りえた要支援学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理は、「学校法人東京女子医科大学における個人情報保護基本方針」に基づき、厳密に行う。

第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、連携支援を行うために必要と本学が判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しながら学内支援者間で個人情報の共有を行う。